

団体長期障害所得補償保険

G L T D

(Group Long Term Disability)



ケガや病気で長期間働けなくなったときの
収入減少をサポートします。

ケガや病気により、180日を超えて仕事ができない
状態が続いた場合に長期間所得を補償します。
また、うつ病等の精神障害もカバーします。

保険期間 (ご契約期間)	令和7年2月1日午後4時から1年間	募集締切日	令和6年11月30日(土)
保険料 控除月	令和7年2月給与から控除開始		
加入資格	令和7年2月1日時点で満15才以上満59才以下の健康保険・厚生年金保険等の対象となる 従業員の方（役員を含む）で、告知日時点で正常に勤務されている方がご加入いただけます。 ※健康保険の対象とならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方等にご加入できません。		

ご加入の手続きについて

➤ 継続加入の場合	前年度と同一内容で更新をご希望の方は、次ページ「月々の保険料」の年齢区分にて継続扱（自動継続）とさせていただきます。なお自動継続のため、お申込みサイト上でのお手続きは不要ですが、今一度ご自身の契約内容をご確認ください。
➤ 変更の場合	お申込みサイト上の画面下部にある「お手続きはこちら」ボタンから「補償を見直す」ボタンをクリックいただく補償内容の変更のお手続きが可能です。変更いただけたら「プランを決定して戻る」ボタンから「申込手続きへ進む」ボタンをクリックして「内容を確定する」ボタンでお申し込みください。
➤ 脱退の場合	お申込みサイト上の画面中央にある「次年度継続を脱退する方はこちら」ボタンから「全て解約する」ボタンで脱退してください。
➤ 新規加入の場合	かたばみ（E-mail: info-hoken@katabami.co.jp）までご連絡ください。 折り返し、右記のお申込みサイトをご案内しますので、お手続きください。

令和6年11月30日(土)までに
お申込みサイト上で
お手続きください。

「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」は、Web画面上で提供されています。必ず、加入申込み前に内容をご確認いただき、同意のうえ、加入申込みください。

●ご相談・お問合わせ先（取扱代理店）

株式会社 かたばみ 保険本部
〒107-8638 東京都港区元赤坂1-5-8 虎屋第2ビル
TEL : 03-5413-8115

●引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第五部 営業第二課
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL : 050-3460-1286

GLTD（団体長期障害所得補償保険）の特長

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間（180日）を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長60才まで**所得を補償します。

精神障害も補償(精神障害補償特約セット)

うつ病等の精神障害により、免責期間（180日）を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長で2年間**所得を補償します。

一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部復職していても収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して（最長60才まで）補償します。（支払保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません。）

Point!

鹿島グループの団体割引を適用

鹿島グループの団体割引25%が適用されますので、割安な保険料でご加入いただけます。

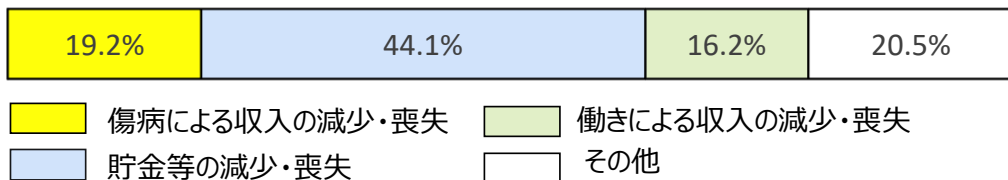
国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生は国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。

「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までになく延び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少の傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残り今までと同じように働くことができないケースの増加が問題になっています。**長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど**、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

■ 生活保護を受ける理由



生活保護を開始する理由の約2割が傷病によるものです

<出典：厚生労働省「令和5年度 厚生統計要覧」より引受保険会社作成>

月々の保険料

■ 月払保険料（1口あたり）

年令区分	男性	女性
15才～24才	336円	222円
25才～29才	354円	289円
30才～34才	426円	399円
35才～39才	528円	562円
40才～44才	731円	851円
45才～49才	963円	1,116円
50才～54才	1,137円	1,243円
55才～59才	1,082円	1,062円

- 精神障害補償特約セット（最長で2年間）
- 当保険料は団体割引25%が適用された保険料です。
- てん補期間は60才に達した日*まで。（60才に達した日までの期間が3年未満の方でも、最低3年間のてん補期間がございます。）
※60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。
- 年令は、令和7年2月1日時点の満年令です。
- 保険料は、継続日現在の保険料率および被保険者の年令によって計算されます。

ご加入口数について（ご注意ください）

1口（月額5万円）あたりの保険料です。**最高8口まで**

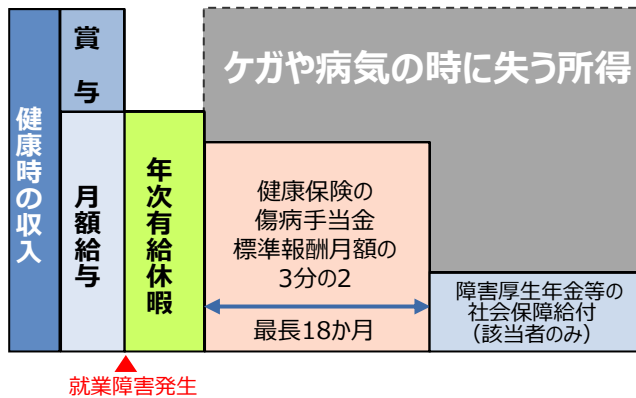
ご加入いただけます。

「口数×5万円×12」が年収の50%以内になるように設定してください。

1か月生活するために最低限いくら収入が必要でしょうか。
ご自身とご家族の生活を守る手段として、ご加入をおすすめします。

もし、長期間働けなくなったら…

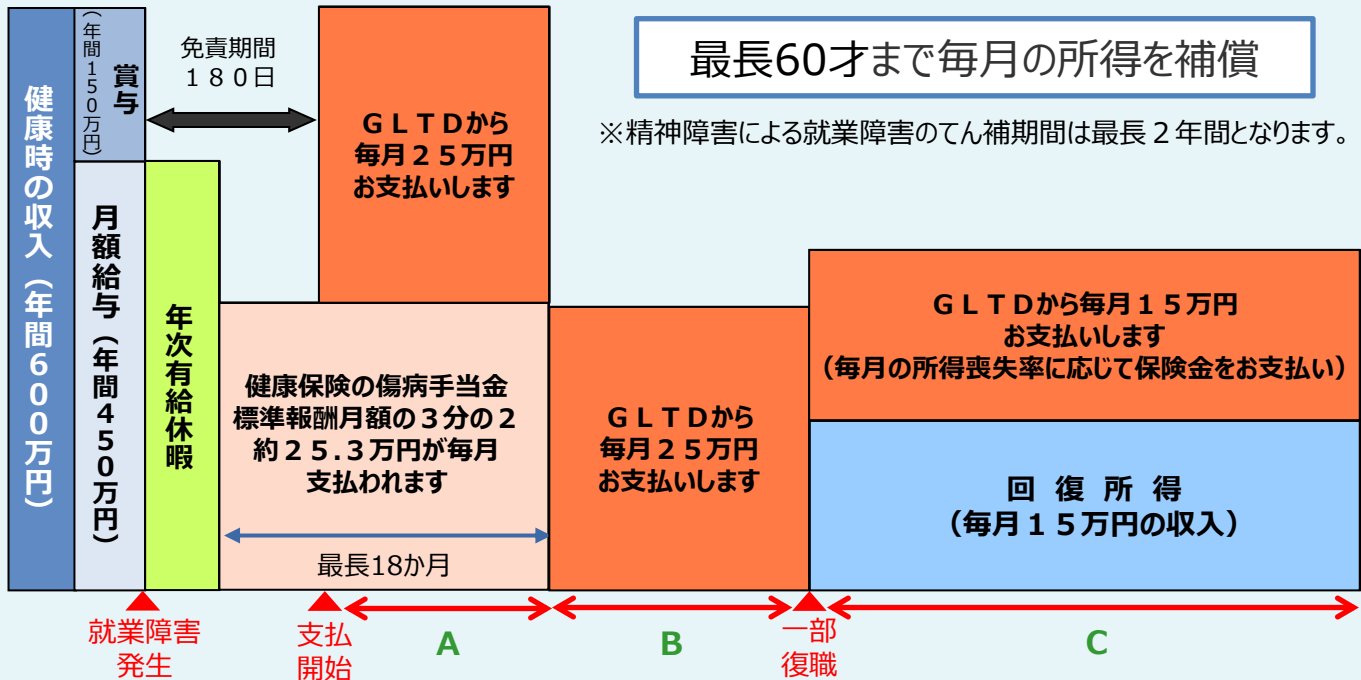
【イメージ図】



休職する場合、会社からの給与が失われ、社会保障給付に頼らざるを得ません。しかし、健康保険の傷病手当金給付額は標準報酬月額額の3分の2であり、その給付額も最長18か月で終了するため、その後は原則として所得がなくなります。(ただし、所定の高度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます)

GLTDがあれば
こう変わります

【イメージ図：5口加入の場合】



保険金受取例

保険金額25万円(1口5万円×5口)で加入している場合

40才男性年収600万円(月額給与37.5万円、賞与年間150万円)が、交通事故により脳挫傷を被り、1年間の入院後は要自宅介護となり、長期間にわたって療養を余儀なくされる。その後体調が回復したため、半日限定で勤務に復帰し、その状態が60才まで続いた。

<上記のイメージ図にもとづくと…>

	健康保険の傷病手当金※1	回復所得額	GLTD保険金※2	毎月の収入
A	約38万円×2/3=約25.3万円	0万円 ■所得喪失率：100%	25万円	約50.3万円
B	0万円	0万円 ■所得喪失率：100%	25万円	25万円
C	0万円	15万円/月 ■所得喪失率：60%	15万円	30万円

※1 健康保険の傷病手当金計算式：標準報酬月額(月額給与より換算×2/3)

※2 GLTD保険金計算式：支払基礎所得額(保険金額)×所得喪失率×約定給付率100%



団体長期障害所得補償保険 ～ご加入にあたってのご注意～

- ・補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。
- ・このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。
- ・ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- ・事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険は鹿島建設株式会社を保険契約者とし、鹿島グループの従業員（役員を含む）を加入者および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。
- ・団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（鹿島建設株式会社）に交付されます。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として告知していただけます。正しく告知していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ・健康状態告知書質問事項の回答内容やWeb申込入力事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■用語	■ご説明
回復所得額	免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
最高保険金支払月額	1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる額をいい、1 口あたり保険金額 × 加入口数によって算出した額となります。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。
所得喪失率	次の算式によって算出された割合をいいます。 $\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ ただし、所得の額につき給与と体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
就業障害	被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
身体障害	傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「2年間」が限度です。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数（14日）を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1 免責期間とします。
被保険者	協定書に記載された補償の対象となる方をいいます。
平均月間所得額	被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 $\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額}^{\ast 1} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{\ast 2}}{12 \text{ (か月)}}$ ※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含まれません。 ※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
保険期間	保険のご契約期間をいいます。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

※協定書とは、団体長期障害所得補償保険をご契約いただくにあたり、保険契約者（団体）と保険会社の間で、契約内容の詳細について個別に規定し、双方合意の上約定する書面を指します。

就労支援トータルサービスのご案内

「団体長期障害所得補償保険」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。サービス内容の詳細およびご利用方法については、右下コードより「団体長期障害所得補償保険サービスのご案内」をご確認ください。ご確認ください場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

■メンタルご相談

メンタル相談サポート
会社には相談しづらい「こころの悩み」に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます（予約制：平日10時～17時）。※治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート
Web で提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。※治療に関するご相談はお受けできません。※メールでの回答は、通常3～4 営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

■健康・医療・介護ご相談

健康・医療・介護のご相談
健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

セルフ健康診断サポート
最寄りの人間ドック施設などを紹介します。電話またはWeb（健康・介護チャンネル）でご利用いただけます。※各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供
全国約1.6 万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

■各種手続きご相談

税務・フィナンシャルサポート
医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます（予約制）。※一般的なご質問については、専門スタッフが応える場合があります。

公的給付申請サポート
障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供
お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。



GN20D010086

https://aioini.ssaydowa-wpm.jp/gid/s_i_gl2106.pdf

よくあるご質問

Q1. 今年も前年度と同条件（同口数）の内容で、申込みたいのですが手続きをする必要はありますか？

A. いいえ。

ご加入内容の『変更』または『脱退』のない場合、自動継続扱いとなりますので
お手続きは不要です。

Q2. 保険料は、年齢によって変わりますか？

A. はい。

加入時または継続時において、パンフレット月払保険料表記載の令和7年2月1日時点の年齢区分が変わった場合、保険料も**変更となります。**

Q3. 加入口数を増口したいのですが、どのようにしたらよろしいですか？

A. 健康状態の再告知をする必要があります。TOP画面の「試算・お手続きはこちら」ボタンよりお手続きください。

Q4. 以前告知した疾病・症状名が、完治したケースはどうすればよろしいですか？

A. 新たに告知しなおすことによって、継続後のご加入条件を変更できる場合があります。TOP画面の「試算・お手続きはこちら」ボタンよりお手続きください。

Q5. 鹿島グループを退職したら、どうなりますか？ 継続する事はできますか？

A. いいえ。

ご退職されると加入資格がなくなります。脱退のお手続きをしていただく必要がありますので、**最寄りのかたばみまで必ずご連絡ください。**